

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
〒380-0871  
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内  
TEL：026-238-1555（直通）  
TEL：026-238-1580（苦情専用）  
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）  
FAX：026-238-1581  
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp  
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

# 信濃の介護保険

## 1 介護保険新規事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

また、12月の新規事業者説明会は、開催いたしませんので、1月下旬の説明会（日程等はNo.143掲載予定）に参加いただきますようお願いいたします。

開催日	場所	時間（予定）
平成29年11月28日（火）	長野県自治会館1階会議室	午後1時30分～4時30分

## 2 ISDN回線及び紙媒体による請求を行っている事業所の皆様へ

平成30年4月より、ISDN回線及び書面による請求は廃止となり、介護給付費の請求は原則、伝送（インターネット請求）または電子媒体による請求となります。**ISDN回線及び書面による請求受付は、平成30年3月10日受付締切の2月サービス提供分の請求までで終了となりますのでご注意ください。**

また、現在、書面による請求を行っている事業所において、平成26年8月15日厚生労働省令第98号「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の一部例外規定に該当し、平成30年4月以降も引き続き書面による請求を行う場合は、同改正省令により規定された「免除届出書」を本会へ提出する必要があります。

「免除届出書」の様式は本会ホームページより取得可能です。

なお、平成29年11月7日付 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡「書面による請求に係る経過措置に関するQ&Aの改正について」が発出されました。例として問1、2を記載しますので該当の事業所におかれましてはご確認をお願いします。

《例》

問1 「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について」（平成12年2月15日・23日／厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡）1（2）に掲げる事業所等は、書面による請求が可能だが、同一法人が同一所在地において複数の事業所の指定又は委託を併せて受けている場合は、それらを一つの事業所として判断するのか。それとも事業所番号単位で判断するのか。

（答）同一法人が同一所在地において複数の事業所の指定又は委託を併せて受けている場合は、それらを一つの事業所として判断する。

問2 同一所在地の事業所において、訪問介護及び介護予防訪問介護を併せて行う場合は、これらは一種類とみなされるのか。

(答) 同一所在地の事業所において、訪問介護及び介護予防訪問介護を併せて行う場合は、これらは一種類とみなす。その他のサービスについても同様に、同種のサービスの居宅サービスと介護予防サービスを併せて行う場合は、一種類とみなす。

【免除届出書取得方法】長野県国保連合会のHP⇒ [www.kokuho-nagano.or.jp/](http://www.kokuho-nagano.or.jp/)トップ

➤介護事業所のみなさまへ➤様式ダウンロード➤介護事業所等➤請求省令に関する免除届

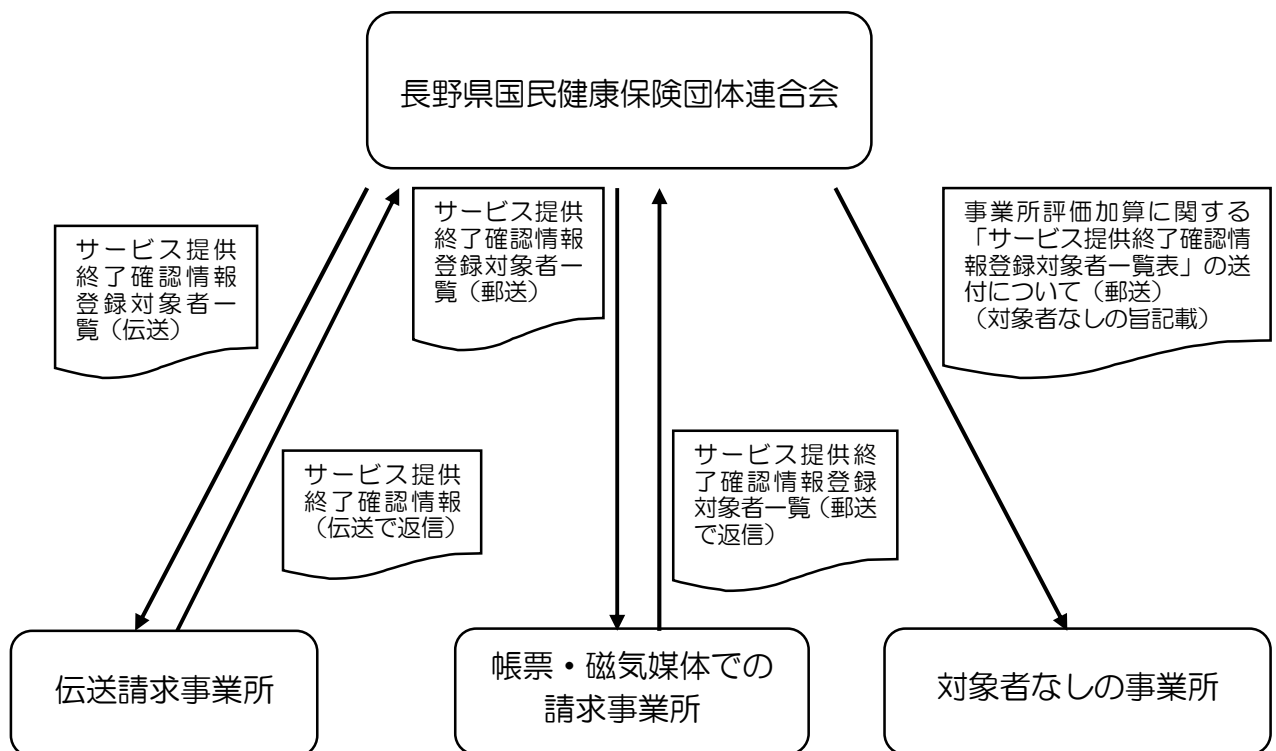
### 3 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）の皆様へ

平成29年11月22日付 発出予定の「事業所評価加算に関する「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」の送付について」にて、本会で抽出した「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」をお送りします。

つきましては、平成29年11月8日付事務連絡でお送りした「事業所評価加算に関する事務処理スケジュールについて」をご参照の上、**12月1日～12月8日までの間**に「サービス提供終了確認情報」を本会宛に伝送または郵送にてご送付ください。

なお、対象となる受給者が存在しなかった場合には、その旨を郵送にてお知らせしますのでご承知おきください。

※伝送請求の事業所については「サービス提供終了確認情報」を作成、磁気媒体または帳票にて請求の事業所については「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」に必要事項を記載の上、ご返送いただきますようお願いいたします。



平成29年10月請求分の支払日は11月29日(水)、12月請求分の提出期限は12月10日(日)です。なお、12月9日(土)、10日(日)は長野県自治会館1階で8:30～16:30まで受付を行います。